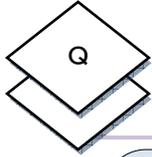




労働相談Q & Aで解決！

障害者雇用②



民間企業における障害者法定雇用率の引き上げと短時間勤務者の雇用人数算定について、教えてください。

A 令和6年4月から民間企業における障害者の法定雇用率は2.5%に引き上げられました。また、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5人分として算定できるようになりました。

解説はこちら

- 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を法定雇用率以上にする義務があります(障害者雇用促進法第43条第1項)。
- 民間企業の法定雇用率は2.5%です。従業員を40人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。
- 従業員40人以上の事業主は、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況(障害者雇用状況報告)をハローワークに報告する義務があります(同法第43条第7項)。雇用率の低い事業主に対しては、ハローワークが雇用率達成指導を行い、雇入れ計画の着実な実施による障害者雇用の推進を指導しています。
- 「障害者雇用納付金制度」が設けられており、法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者100人超の企業から、障害者雇用納付金が徴収されます。また、この納付金を元に、法定雇用率を達成している企業に対して、調整金、報奨金が支給されています。
- 民間企業の法定雇用率は、令和8年7月から、2.7%に引き上げられる予定です。
- 雇用率上のカウントは、障害の種別や週所定労働時間数によって異なります。令和6年4月から、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、0.5人分として算定できるようになりました。

どうすれば？

- 自社の障害者雇用率を算出し、現在の状況を確認しましょう。
- 障害者を雇用する事業主に対する相談や支援を、ハローワーク、地域障害者職業センターなどが行っていますので、相談してみましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨県内のハローワーク (公共職業安定所)

ハローワーク甲府 (甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡)

電話 055 (232) 6060

ハローワーク富士吉田 (富士吉田市、南都留郡のうち忍野村、山中湖村、鳴沢村、
富士河口湖町)

電話 0555 (23) 8609

ハローワーク大月 (大月市、上野原市、北都留郡)

電話 0554 (22) 8609

ハローワーク都留 (都留市、南都留郡のうち西桂町、道志村)

電話 0554 (43) 5141

ハローワーク塩山 (山梨市、甲州市)

電話 0553 (33) 8609

ハローワーク韮崎 (韮崎市、北杜市)

電話 0551 (22) 1331

ハローワーク鰍沢 (南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 8689

○ 山梨障害者職業センター

〒400-0864 甲府市湯田2丁目17番地14号

電話 055 (232) 7069

受付時間 8:45~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

URL <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/yamanashi/>